

(自動車事故報告規則の一部改正)

第五条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)の一部を次のように改正する。

別記様式(裏)中

1 燃料油 2 燃料油 3 燃料油
4 燃料油 5 燃料油 6 燃料油
(7 燃料油) (7 燃料油) (7 燃料油)
7 燃料油 8 燃料油 9 燃料油

を

1 燃料油 2 燃料油 3 燃料油
4 燃料油 5 燃料油 6 燃料油
(7 燃料油) (7 燃料油) (7 燃料油)
7 燃料油 8 燃料油 9 燃料油

3 燃料油
その他) に改める。

(空港管理規則の一部改正)

第六条 空港管理規則(昭和二十七年運輸省令第百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中、「一般乗合旅客自動車運送事業者若しくは一般乗用旅客自動車運送事業の免許を受けた者、同法第四十二條の二第一項の規定により一般貸切旅客自動車運送事業」を、「一般旅客自動車運送事業」に改める。

(自動車運送事業等監査規則の一部改正)

第七条 自動車運送事業等監査規則(昭和三十年運輸省令第百七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「第九十四條第二項」を、「第九十四條第三項」に改める。

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第八条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第三章 運行管理者(第四十八條)」を

「第三章 運行管理者
第一節 運行管理者の選任等(第四十七條の
第二節 運行管理者資格者証(第四十八條の
第三節 運行管理者試験(第四十八條の十

二(第四十八條の四)に、第六章 雑則(第五十四條)を、第七章 指定試験機関(第五十四條
五(第四十八條の九)に、第六章 雑則(第五十四條)を、第七章 指定試験機関(第五十四條
第四十八條の十四)に、第六章 雑則(第五十四條)を、第七章 指定試験機関(第五十四條
第六十六條)に改める。

第二条第一項中、「旅客自動車運送事業者」の下に、「(旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第三条の見出しを(苦情処理)に改め、同条に次の一項を加える。

2 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を営業所
ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。

一 苦情の内容

二 原因究明の結果

三 苦情に対する弁明の内容

四 改善措置

五 苦情処理を担当した者

第四条の見出しを(運賃及び料金等の実施等)に改め、同条に次の二項を加える。

2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長が定めるところにより、事業用自動車(運送
の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。)に運賃及び料金に関する事項を公衆及び事
業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければならない。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が対時間制による場合を除き、地方運輸局長
が定めるところにより、運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅
客に見やすいように表示しなければならない。

第五条第一項中、「昭和二十六年法律第百八十三号」の下に、「第四十八條の十第一号イを除き、」
を加え、同条第二項第五号中、「限定する」の下に、「条件が付されている」を加える。

第六条中(法第四十二條の二第十三項において準用する場合を含む。))を削る。

第七条を次のように改める。

(事業の休止及び廃止等の揭示)

第七条 法第十五條の二第六項(法第三十八條第三項において準用する場合を含む。及び法第三
十八條第四項の規定により揭示をするときは、緊急やむを得ない理由がある場合を除くほか、休止
し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前までにこれをしなければならない。

2 一般乗用旅客自動車運送事業者(一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、営業区域の休止又は
廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか、休止し、
又は廃止しようとする日の少なくとも七日前にその旨を営業所その他の事業所において公衆に見
やすいように揭示しなければならない。

第十四條第二項中(一般旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者及び無償旅客自動車
運送事業者をいう。以下同じ。))を削る。

第十五條中、「特定旅客自動車運送事業者及び無償旅客自動車運送事業者」を、「及び特定旅客自
動車運送事業者」に改める。

第十七條中、「事業計画」の下に、「又は運行計画」を加え、「見易い」を「見やすい」に改める。

第二十五條第一項中、「特定旅客自動車運送事業者及び無償旅客自動車運送事業者」を、「及び特
定旅客自動車運送事業者」に改める。

第二十九條中、「事業区域」を「営業区域」に改める。

第三十條から第三十四條までを次のように改める。

第三十條から第三十四條まで 削除

第三十五條中、「事業計画」の下に(一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運
行計画)を加える。

第三十六條第二項中、「事業区域」を「営業区域」に改める。

第三十七條第二項中、「タクシ業務適正化臨時措置法」を「タクシ業務適正化特別措置法」に
改める。

第三十八條第一項中、「事業区域」を削り、同条第二項中、「特定旅客自動車運送事業者及び無
償旅客自動車運送事業者」を「及び特定旅客自動車運送事業者」に改める。

第三十九條中、「事業区域」を「営業区域」に改める。

第四十條第三項中、「前項」を「第一項」に改める。

第四十八條第十五号中、「タクシ業務適正化臨時措置法」を「タクシ業務適正化特別措置法」
に改め、同条第十八号中、「第四十二條の二第十三項」を「第四十三條第五項」に改め、同条の前
次の節名及び一條を加える。

第一節 運行管理者の選任等

(運行管理者の選任)

第四十七條の二 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ
同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証(以下「資
格者証」という。)を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しな
ければならない。